ウ　自動車交通騒音の要請限度

（等価騒音レベル（LAeq）、単位：デシベル）

区　　域	地　域　の　区　分	道路区分	昼間	夜間
a区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	1車線	65	55
		2車線以上	70	65
b区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	1車線	65	55
		2車線以上	75	70
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する	75	70
幹線交通を担う道路に近接する地域			75	70

（注）時間の区分　昼間：6時～22時　　夜間：22時～6時

平成12年4月1日施行

エ　在来線鉄道の新設または大規模改良に際しての騒音対策の指針

新　　線	等価騒音レベル（LAeq）として、昼間（７時～22時）については60デシベル以下、夜間（22時～翌日７時）については55デシベル以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

オ　騒音の規制基準等

(ア) 騒音規制法の規制基準

特定施設

1　金属加工機械
　イ　圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。）
　ロ　製管機械
　ハ　ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
　ニ　液圧プレス（矯正プレスを除く。）
　ホ　機械プレス（呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。）
　ヘ　せん断機（原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
　ト　鍛造機
　チ　ワイヤーフォーミングマシン
　リ　ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
　ヌ　タンブラー
　ル　切断機（といしを用いるものに限る。）
2　空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
3　土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
4　織機（原動機を用いるものに限る。）
5　建設用資材製造機械
　イ　コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45㎥以上のものに限る。）
　ロ　アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）
6　穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
7　木材加工機械
　イ　ドラムバーカー
　ロ　チッパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
　ハ　砕木機
　ニ　帯のこ盤（製材用のものにあっては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
　ホ　丸のこ盤（製材用のものにあっては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
　ヘ　かんな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
8　抄紙機
9　印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10　合成樹脂用射出成形機
11　鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

特定工場の規制基準(騒音)

(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分			地域の区分
	昼間	朝・夕	夜間	
第1種地区	45以下	40以下	40以下	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域
第2種地区	55以下	45以下	40以下	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
第3種地区	65以下	55以下	50以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種地区	70以下	65以下	60以下	工業地域

(注)1　時間の区分　　昼間:8時～19時　　朝:6時～8時　　夕:19時～22時　　夜間:22時～6時
　　2　規制基準は、特定工場の敷地境界に対して適用

特定建設作業

1　くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2　びょう打機を使用する作業
3　さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4　空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5　コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6　バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業
7　トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業
8　ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業

特定建設作業の規制基準(騒音)

(単位:デシベル)

区域の区分	規制基準	作業ができる時間	1日の作業時間	同一場所における作業期間	日曜・休日の作業
1号区域	85以下	7～19時	10時間を超えないこと。	連続して6日を超えないこと。	行わないこと。
2号区域		6～22時	14時間を超えないこと。		

(注)1　規制基準は、特定建設作業を行う敷地境界に対して適用
　　2　1号区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
　　2号区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
　　3　工業専用地域、市街化調整区域は指定区域外

(イ) 札幌市生活環境の確保に関する条例の規制基準

騒音発生施設

1　金属加工機械 研磨機(原動機を用いるもの) 2　圧縮機 空気圧縮機(原動機の定格出力が、2.2kW以上7.5kW未満であるもの)	3　木材加工機械 帯のこ盤・丸のこ盤(原動機の定格出力が、製材用のものにあっては0.75kW以上15kW未満、木工用のものにあっては0.75kW以上2.25kW未満であるもの) かんな盤(原動機の定格出力が、0.75kW以上2.25kW未満であるもの)

騒音発生施設を設置する工場の規制基準

騒音規制法の特定工場の規制基準と同じ。

指定作業の規制基準

騒音規制法の特定工場の規制基準と同じ。

(注) 1　指定作業:作業期間が3か月以上にわたる以下の作業((5)及び(6)の作業は騒音規制法の第1種区域及び第2種区域で行われるものに限る。)
(1)木材の切削作業　(2)金属のつち打作業　(3)金属の切断作業　(4)金属の研磨作業
(5)土石又は建設用資材の積込み又は積卸し作業　(6)建設用資材の運搬車両又は建設用重機の移動作業
2　規制基準は、指定作業を行う敷地境界における測定値に対して適用

拡声放送の規制基準

(単位:デシベル)

地域の区分	音量(注)		放送できる時間帯
	(1)	(2)	
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	60以下	45以下	8～19時
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65以下	55以下	
近隣商業地域、商業地域 準工業地域	75以下	65以下	・固定放送:8～22時 ・移動放送:8～19時 (都心の一部については商業宣伝を除き8～20時)
工業地域	75以下	70以下	8～19時

(注)測定地点については原則、拡声機の直下から5m離れた地点の基準(1)を適用する。ただし、事業場の敷地境界線上において基準(2)以下である場合には、この限りではない。
・同一場所において商業宣伝を目的として拡声機を使用する場合は、拡声機の使用時間は1回10分以内とし、1回につき10分以上の休止時間を設けること。
・2以上の拡声機を同時に使用する場合は、その間隔は、50m以上とすること。
・拡声機の設置は、地上10m以内(建築物等の床面にいる者のみを対象とする拡声放送の場合にあっては、その床面から10m以内)の高さとすること。

深夜営業の規制基準

(単位:デシベル)

地域の区分	時間帯	音量
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	午後11時～午前6時	40以下

(注)深夜営業は以下のものをいう(その営業のすべてが屋内で行われるものを除く。)。
ゴルフ練習場、バッティング練習場、テニス場、ガソリンスタンド、LPGスタンド、洗車場

(ウ)「建設作業に係る指導の基本方針」の作業時間基準

用途地域	作業時間
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	9時から17時まで
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	8時から18時まで

(注)特定建設作業に適用する。

カ　振動の規制基準

(ア) 振動規制法の規制基準

特定施設

一　金属加工機械
　イ　液圧プレス(矯正プレスを除く。)
　ロ　機械プレス
　ハ　せん断機(原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。)
　ニ　鍛造機
　ホ　ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。)
二　圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
三　土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
四　織機(原動機を用いるものに限る。)
五　コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。)
六　木材加工機械
　イ　ドラムバーカー
　ロ　チッパー(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)
七　印刷機械(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)
八　ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。)
九　合成樹脂用射出成形機
十　鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)

特定工場の規制基準(振動)

(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分		地域の区分
	昼間	夜間	
第1種区域	60以下	55以下	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域
第2種区域	65以下	60以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 工業地域

(注)1　時間の区分　　昼間:8時～19時　　夜間:19時～8時
　2　規制基準は、特定工場等の敷地境界に対して適用
　3　学校教育法に規定する学校等の敷地の周囲約50メートルの区域では、それぞれ規制値から5デシベルを減じた値を適用

特定建設作業

1　くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
2　鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3　舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4　ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)

特定建設作業の規制基準（振動）

（単位：デシベル）

区域の区分	規制基準	作業ができる時間	1日の作業時間	同一場所における作業期間	日曜・休日の作業
1号区域	75以下	7～19時	10時間を超えないこと。	連続して6日を超えないこと。	行わないこと。
2号区域		6～22時	14時間を超えないこと。		

（注）1　規制基準は、特定建設作業を行う敷地境界に対して適用
2　1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、
第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
2号区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
3　工業専用地域、市街化調整区域は指定区域外

キ　道路交通振動に係る要請限度

（単位：デシベル）

区域の区分	時間の区分		地域の区分
	昼	夜	
第1種区域	65	60	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域
第2種区域	70	65	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 工業地域

（注）　時間の区分　　昼：8時～19時　　夜：19時～8時

(5) 悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制基準

●敷地境界における規制基準
臭気指数10

●気体廃出口における規制基準
悪臭防止施行規制6条の2に定める方法により算出して得られる臭気排出強度又は臭気指数

●排出水中における規制基準
臭気指数26

(6)「札幌市生活環境の確保に関する条例」に基づく廃棄物焼却炉等の構造の基準

ア　構造に関する基準

項	廃棄物焼却炉等	構造に関する基準
1	火格子面積が２㎡以上又は焼却能力が１時間当たり200kg以上である廃棄物焼却炉（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第５条第１項並びに第７条第３号、第５号、第８号、第12号及び第13号の２に規定する焼却施設（以下「廃棄物処理法許可焼却炉」という。）を除く。）	⑴　次の要件を備えた一次燃焼室及び二次燃焼室を設けること。ただし、これと同等以上の機能を有すると認められる構造のものについては、この限りでない。 ア　外気と遮断された構造であること。 イ　燃焼室内において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ウ　燃焼室に燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。以下「空気供給設備」という。）が設けられていること。 エ　燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置（以下「助燃装置」という。）が設けられていること。 オ　燃焼ガスが800℃以上の温度を保ちつつ十分に滞留できる構造であること（二次燃焼室に限る。）。 ⑵　ばいじんを除去する高度の機能を有する集じん装置を設けること。 ⑶　排出ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置を設けること。 ⑷　排出ガスの測定が容易にできるよう、煙突の適切な位置に排出ガス測定口を設けること。 ⑸　灰及び集じん装置によって集められたばいじんが飛散し、又は流出しない構造の貯留設備を設けること。 ⑹　廃棄物の投入時に投入口からばいじん等が出ない構造とすること。 ⑺　廃棄物の定量供給装置を設けること。ただし、ガス化燃焼方式の場合及び動物を専焼する場合にあっては、この限りでない。
2	一次燃焼室容積が1.5㎥以上である廃棄物焼却炉（第１項の廃棄物焼却炉及び廃棄物処理法許可焼却炉を除く。）	⑴　次の要件を備えた一次燃焼室及び二次燃焼室を設けること。ただし、これと同等以上の機能を有すると認められる構造のものについては、この限りでない。 ア　外気と遮断された構造であること。 イ　燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ウ　空気供給設備が設けられていること。 エ　助燃装置が設けられていること。 オ　燃焼ガスが800℃以上の温度を保ちつつ十分に滞留できる構造であること（二次燃焼室に限る。）。 ⑵　遠心式集じん装置又はこれと同等以上の機能を有する集じん装置（以下「サイクロン等」という。）を設けること。 ⑶　排出ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置を設けること。 ⑷　排出ガスの測定が容易にできるよう、煙突の適切な位置に排出ガス測定口を設けること。 ⑸　灰及び集じん装置によって集められたばいじんが飛散し、又は流出しない構造の貯留設備を設けること。 ⑹　廃棄物の投入時に投入口からばいじん等が出ない構造とすること。

注1　第1項に規定する廃棄物焼却炉のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の7の規定が適用されるものについては、当分の間、同項第1号ア及びエ、第6号並びに第7号の規定（加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備にあっては、同項第1号ア、第6号及び第7号の規定に限る。）は、適用しない。

2　第2項に規定する廃棄物焼却炉のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7の規定が適用されるものについては、当分の間、同項第1号ア及びエ並びに第6号の規定（加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備にあっては、同項第1号ア及び第6号の規定に限る。）は、適用しない。

項	廃棄物焼却炉等	構造に関する基準
3	一次燃焼室容積が1.5㎥未満で火格子面積が0.25㎡以上又は一次燃焼室容積が0.25㎥以上である廃棄物焼却炉（第１項の廃棄物焼却炉及び廃棄物処理法許可焼却炉を除く。）	⑴　次の要件を備えた一次燃焼室及び二次燃焼室を設けること。ただし、これと同等以上の機能を有すると認められる構造のものについては、この限りでない。 ア　外気と遮断された構造であること。 イ　燃焼ガスの温度を測定するための装置（以下「温度計」という。）が設けられていること。 ウ　空気供給設備が設けられていること。 エ　助燃装置が設けられていること。 オ　燃焼ガスが800℃以上の温度を保ちつつ十分に滞留できる構造であること（二次燃焼室に限る。）。 ⑵　サイクロン等を設けること。 ⑶　排出ガスの測定が容易にできるよう、煙突の適切な位置に排出ガス測定口を設けること。 ⑷　灰及び集じん装置によって集められたばいじんが飛散し、又は流出しない構造の貯留設備を設けること。 ⑸　廃棄物の投入時に投入口からばいじん等が出ない構造とすること。
4	火格子面積が0.25㎡以上又は燃料の燃焼能力が１時間当たり24kg以上である主に合成樹脂、ゴム又は廃棄物固形化燃料を熱源として使用するボイラー	⑴　次の要件を備えた一次燃焼室及び二次燃焼室を設けること。ただし、これと同等以上の機能を有すると認められる構造のものについては、この限りでない。 ア　外気と遮断された構造であること。 イ　温度計が設けられていること。 ウ　空気供給設備が設けられていること。 エ　助燃装置が設けられていること。 オ　燃焼ガスが800℃以上の温度を保ちつつ十分に滞留できる構造であること（二次燃焼室に限る。）。 ⑵　サイクロン等を設けること。 ⑶　排出ガスの測定が容易にできるよう、煙突の適切な位置に排出ガス測定口を設けること。 ⑷　灰及び集じん装置によって集められたばいじんが飛散し、又は流出しない構造の貯留設備を設けること。 ⑸　燃料の投入時に投入口からばいじん等が出ない構造とすること。
5	火格子面積が0.25㎡以上又は燃料の燃焼能力が１時間当たり24kg以上である固体燃料を熱源として使用するボイラー（第４項のボイラーを除く。）	⑴　次の要件を備えた燃焼室を設けること。ただし、これと同等以上の機能を有すると認められる構造のものについては、この限りでない。 ア　外気と遮断された構造であること。 イ　空気供給設備が設けられていること。 ウ　助燃装置が設けられていること（燃料の燃焼能力が1時間当たり80kg未満の施設を除く。）。 ⑵　サイクロン等を設けること。 ⑶　排出ガスの測定が容易にできるよう、煙突の適切な位置に排出ガス測定口を設けること。 ⑷　灰及び集じん装置によって集められたばいじんが飛散し、又は流出しない構造の貯留設備を設けること。 ⑸　燃料の投入時に投入口からばいじん等が出ない構造とすること。

注1　第3項に規定する廃棄物焼却炉のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7の規定が適用されるものについては、当分の間、同項第1号ア、イ及びエ並びに第5号の規定（加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備にあっては、同項第1号ア及び第5号の規定に限る。）は、適用しない。

イ　管理に関する基準

項	廃棄物焼却炉等	構造に関する基準
1	火格子面積が0.25㎡以上又は一次燃焼室容積が0.25㎥以上である廃棄物焼却炉（廃棄物処理法許可焼却炉を除く。）	⑴　燃焼室の管理 ア　運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、燃焼室内の温度を速やかに上昇させること。 イ　燃焼ガスを800℃以上の温度を保ちつつ十分に滞留させること。 ウ　運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、廃棄物を焼却し尽くすまで燃焼室内の温度を高温に保つこと。 エ　供給空気量を調節し、燃焼室内に空気を十分に供給すること。 オ　排出ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下になるように廃棄物を焼却すること（一次燃焼室容積が1.5㎥未満の廃棄物焼却炉を除く。）。 ⑵　燃焼状態の管理 ア　燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること（一次燃焼室容積が1.5㎥未満の廃棄物焼却炉を除く。）。 イ　排出ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること（一次燃焼室容積が1.5㎥未満の廃棄物焼却炉を除く。）。 ⑶　適正な維持管理のもとに集じん装置を作動させること。 ⑷　ばいじん及び灰は、飛散しないよう適正に管理し、又は処理すること。 ⑸　管理体制 ア　廃棄物焼却炉の運転管理者を選任し、適正な維持管理を行わせること。 イ　廃棄物焼却炉を適正に管理するための方法を記載した書面を作成し、これに基づき廃棄物の焼却を行うこと（一次燃焼室容積が1.5㎥未満の廃棄物焼却炉を除く。）。
2	火格子面積が0.25㎡以上又は燃料の燃焼能力が１時間当たり24㎏以上である固体燃料を熱源として使用するボイラー	⑴　燃料の投入 ア　燃料は過剰に投入しないこと。 イ　廃木材等の木質燃料を使用するボイラーにあっては、廃木材等に混在する塗料及びプラスチック材を選別し、燃料として使用しないこと。 ⑵　燃焼室の管理 ア　運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、燃焼室内の温度を速やかに上昇させること。 イ　主に合成樹脂、ゴム又は廃棄物固形化燃料を燃料とするボイラーにあっては、燃焼ガスを800℃以上の温度を保ちつつ十分に滞留させること。 ウ　供給空気量を調節し、燃焼室内に空気を十分に供給すること。 ⑶　適正な維持管理のもとに集じん装置を作動させること。 ⑷　ばいじん及び灰は、飛散しないよう適正に管理し、又は処理すること。 ⑸　管理体制 ボイラーの運転管理者を選任し、適正な維持管理を行わせること。

(7)ダイオキシン類

ア　ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	備考
大　　気	0.6 pg-TEQ / m3以下	1　基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2　大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。 3　土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250 pg-TEQ / g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
水　　質	1 pg-TEQ / L以下	
水底の底質	150 pg-TEQ / g以下	
土　　壌	1,000 pg-TEQ / g以下	

イ　排出ガスに係る特定施設及びダイオキシン類の大気排出基準

(単位:ng-TEQ / m^3_N)

特定施設の種類	施設規模 (焼却能力)	新設施設の基準 (H12.1.15以降設置等)	既存施設の基準 (H12.1.14以前設置)
廃棄物焼却炉	4t/時 以上	0.1	1
焼却能力50kg/時以上	2t/時 ～ 4t/時	1	5
又は火床面積0.5m^2以上	2t/時 未満	5	10
製鋼用電気炉		0.5	5
鉄鋼業焼結施設		0.1	1
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5

(注)大気汚染防止法の規定に基づき、平成9年12月2日以降に新たに設置された施設に係る指定物質抑制基準(平成9年環境庁告示第26号)が既に適用されている施設については、新設施設の排出基準が適用される。

ウ　排出水に係る特定施設及びダイオキシン類の水質排出基準

（単位：pg-TEQ／L）

特定施設の種類	水質排出基準
1　硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 2　カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 3　硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設 4　アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設 5　担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設 6　塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 7　カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するもの）の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設 8　クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設 9　4－クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設 10　2，3ジクロロ－1，4－ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設、廃ガス洗浄施設 11　ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離・洗浄施設、還元誘導体分離・洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設 12　アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 13　亜鉛の回収（製鋼用電気炉の集じん機で集めたばいじんからの回収）の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 14　担体付き触媒からの金属の回収の用に供するろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設 15　廃棄物焼却炉※に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの 16　廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設 17　フロン類の破壊の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 18　1～17及び19の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 19　上記の施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	10

（注）廃棄物の最終処分場からの放流水に係る基準は、最終処分場の維持管理の基準を定める命令により10pg-TEQ／Lと規定
※火床面積が0.5㎡以上、又は焼却能力が50kg／時以上

エ　廃棄物焼却炉である特定施設に係るばいじん等に含まれる量の基準

種　　類	ダイオキシン類の量の基準
ばいじん等	3 ng-TEQ / g

（注）既設施設（平成12年1月14日以前に設置）のばいじん等については、省令で定められた方法により処分を行う限り適用されない。

3. 札幌市の環境保全年表

年	札幌市
明治2（1869）	・開拓使設置、島判官札幌本府建設に着手
明治4（1871）	・市街地を官地と民地に区分する火防線を設ける（大通公園の始め） ・札幌市初の公園、偕楽園設置（現在の清華亭周辺）
明治18（1885）	・停車場通（駅前通）にニセアカシア、桜、ヤナギ等の街路樹を植栽
明治20（1887）	・中島遊園地開園（現在の中島公園）
明治34（1901）	・「札幌区汚物掃除規定」を定め、ごみの運搬処理を区の義務とする
明治42（1909）	・円山公園開園 ・月寒に軍用水道できる
大正8（1919）	・区会で上水道敷設・電気事業案件が議決
大正10（1921）	・円山・藻岩原始林が天然記念物に指定 ・「札幌区汚物掃除規則」制定
大正11（1922）	・市政施行
大正15（1926）	・「札幌市下水道条例」制定
昭和9（1934）	・円山公園に総合グラウンド完成 ・水道敷設認可・着工
昭和10（1935）	・札幌市じん芥焼却場建設（1日56トン焼却）
昭和12（1937）	・伏見台浄水場通水（旧藻岩第1浄水場）
昭和14（1939）	・大通・創成川など9地区が風致地区に指定される
昭和16（1941）	・し尿処理を市営とする
昭和17（1942）	・ 美香保・豊平・白石の3公園を本市初の都市計画公園として決定
昭和24（1949）	・水道全戸計量制を敷く
昭和25（1950）	・「札幌市清掃条例」全国に先がけて制定 ・市設共同ごみ箱設置
昭和26（1951）	・円山動物園開園
昭和29（1954）	・「札幌市騒音防止条例」制定
昭和30（1955）	・北光し尿処理場（1日30キロリットル）道内で初めて完成
昭和31（1956）	・札幌市煤煙防止対策委員会発足
昭和32（1957）	・「札幌市都市公園条例」制定 ・定山渓浄水場通水
昭和33（1958）	・藻岩第2浄水場通水
昭和34（1959）	・降下ばいじん常時測定開始 ・「札幌市下水道条例」制定 ・下水道使用料徴収開始
昭和35（1960）	・札幌市煤煙防止対策審議会発足 ・人口50万人超える
昭和36（1961）	・清掃部管理課に「煤煙防止係」新設 ・二酸化鉛法による硫黄酸化物常時測定開始 ・石山地区地下水問題発生（豊羽鉱山石山堆積場） ・ばい煙PR冊子「あおぞら」創刊 （後に公害全般のPR冊子となり29号まで発行）
昭和37（1962）	・「札幌市煤煙防止条例」制定
昭和38（1963）	・ごみの従量制を市内全域で実施、オルゴールを全収集車に取り付ける
昭和39（1964）	・大気汚染自動記録計による常時測定開始（センター観測局、硫黄酸化物及び浮遊粉じん） ・札幌市公害対策審議会発足 ・主要交差点自動車排出ガス測定開始 ・新産業都市に指定される
昭和40（1965）	・主要河川水質調査開始 ・大気汚染観測局増設（中央保健所観測局、東保健所観測局、西保健所観測局、白石保健所観測局）
昭和41（1966）	・札幌市公害対策審議会から地域暖房の導入について答申
昭和42（1967）	・市・豊羽鉱山間の排水水質覚書締結 ・豊平川緑地の造成始まる ・雁来東し尿処理場完成（し尿の衛生処理100％可能となる）

年	札幌市
昭和42（1967）	・下水道総人口普及率10％達成 ・豊平峡ダム着工 ・給水人口50万人超える
昭和43（1968）	・札幌市創建100年 ・株式会社北海道熱供給公社設立 ・社寺林等保存樹17カ所を初めて指定
昭和44（1969）	・都心部地域暖房工事着手 ・騒音規制法地域指定 ・大気汚染防止法地域指定
昭和45（1970）	・人口100万人超える ・市・硬石山採石事業者間の公害防止覚書締結 ・「札幌の公害（公害白書）」発行 ・立会不要ごみ収集方式（ごみステーション）採用開始 ・札幌市創建100年を記念した旭山記念公園を開設
昭和46（1971）	・札幌市長期総合計画策定 ・地下鉄南北線開通、地下街開業 ・大気汚染防止法に基づく燃料規制開始 ・都心部及び下野幌団地地域暖房熱供給開始（22ビル加入） ・地下水位自動測定器設置（市庁舎） ・真駒内団地地域暖房熱供給開始 ・札幌市化製場等対策特別資金貸付制度発足 ・ごみステーション収集方式実施 ・発寒清掃工場完成（現発寒第二清掃工場） ・下水道総人口普及率50％達成 ・白川・西野浄水場と配水センター完成
昭和47（1972）	・政令指定都市となる ・第11回冬季オリンピック大会開催 ・「札幌市公害防止条例」制定 ・水質汚濁防止法に基づく北海道の上乗せ条例制定（石狩川水系） ・「札幌市の公害の現状と防止に関する施策の報告書」を議会に提出（以降平成7年度まで毎年提出） ・札幌市公害防止施設改善資金貸付制度発足 ・札幌市における大気汚染緊急時対策要綱制定（オキシダント） ・「札幌市公害防止条例施行規則」制定 ・札幌市公害防止条例に基づく燃料規制開始 ・市・豊羽鉱山間の排水水質協定書改定 ・市条例に基づく公害防止推進委員制度発足 ・白旗山1000haが環境緑地保護地区（道条例）に指定 ・自然歩道の整備開始 ・「札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定 ・一般家庭のごみ処理手数料無料化 ・豊平峡ダム竣工 ・気象観測局設置（テレビ塔観測局）
昭和48（1973）	・テレメーターによる大気汚染総合監視装置導入（6観測局） ・水質汚染防止法に基づく北海道の上乗せ条例制定（新川水系） ・街頭表示装置設置 ・新川環境基準類型指定 ・二酸化硫黄（改定）・二酸化窒素・光化学オキシダント環境基準告示 ・第1回環境週間実施 ・「札幌市振動防止指導要綱」制定 ・地盤沈下対策のための精密水準測量開始 ・札幌市河川浄化対策委員会発足 ・札幌市緑化政策大綱策定 ・「札幌市光化学オキシダント緊急時対策実施細目」制定

年	札幌市
昭和49（1974）	・「札幌市採石場指導要綱」制定 ・悪臭防止法に基づく規制地域、規制基準指定 ・騒音に係る環境基準の地域指定 ・「建設作業に係る指導の基本方針」制定 ・豊平川・茨戸川水域の環境基準類型指定 ・大気汚染移動観測局の導入 ・厚別清掃工場竣工 ・ごみ分別収集開始
昭和50（1975）	・市・(株)ほくさん間の公害防止に係る覚書締結（エア・ウォーター(株)月寒グランド） ・航空機騒音に係る環境基準の地域指定 ・「アスファルトプラント合材製造工場の指導要領」制定 ・「札幌市水質汚濁防止指導要綱」制定 ・大気汚染防止法に基づく燃料規制の強化 ・大気汚染観測局増設（篠路観測局） ・児童公園100カ所作戦がスタート ・給水人口100万人超える
昭和51（1976）	・新札幌市長期総合計画策定 ・地下鉄東西線開通 ・市・ニチロ畜産(株)間の公害防止協定締約 ・法・市条例に基づく燃料規制の強化 ・札幌市公害対策審議会から地盤沈下防止対策について第1次答申
昭和52（1977）	・大気汚染観測局増設（発寒観測局） ・「札幌地域公害防止計画」（昭51～55年度）策定 ・地盤沈下観測井設置（八軒観測所） ・「札幌市緑化推進条例」制定
昭和53（1978）	・振動規制法地域指定 ・「開発行為等における汚水放流の指導要綱」（市街化区域）制定 ・地盤沈下観測井増設（丘珠観測所） ・国営滝野すずらん丘陵公園の整備着手 ・定山渓ダム着工
昭和54（1979）	・大気汚染観測局増設（東月寒観測局） ・自動車排出ガス局設置（南6条自動車排出ガス局） ・「札幌市公害防止条例」改正 ・地盤沈下観測井増設（川北観測所） ・モエレ処理場ごみ埋立開始 ・下水道総人口普及率80％達成 ・豊平公園緑のセンター開園 ・大気汚染観測局の移設（西保健所観測局→西観測局）
昭和55（1980）	・大気汚染観測局増設（手稲観測局） ・「開発行為における汚水放流の指導要綱」（市街化調整区域）制定 ・篠路清掃工場完成 ・都市公園1,000カ所超える ・大気汚染観測局の移設（中央保健所観測局→伏見観測局）
昭和56（1981）	・「札幌地域公害防止計画」（昭56～60年度）策定 ・自動車排出ガス局増設（北1条自動車排出ガス局）
昭和57（1982）	・「札幌市緑の基本計画」策定 ・札幌市公害対策審議会から地盤沈下防止対策について第2次答申 ・自動車排出ガス局増設（月寒中央自動車排出ガス局） ・「地盤沈下防止対策に係る当面の実施方針」策定 ・第1回北方都市会議開催
昭和58（1983）	・「スパイクタイヤ使用期間制限に係る指導基準」指定（使用制限期間4/20～11/20） ・ベータ線吸収式粉じん計の導入（10観測局） ・環状夢のグリーンベルト起工式 ・下水道総人口普及率90％達成
昭和59（1984）	・「建設作業に係る指導の基本方針」改正 ・札幌市スパイクタイヤ問題対策会議発足 ・「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」設定 ・豊平川さけ科学館開館

年	札幌市
昭和59（1984）	・手稲山を鳥獣保護区に指定 ・山本処理場ごみ埋立開始 ・厚別下水汚泥コンポスト工場運転開始 ・拓北処理場運転開始 ・清田配水池完成
昭和60（1985）	・札幌市スパイクタイヤ問題対策審議会発足 ・札幌圏緑のマスタープラン策定 ・駒岡清掃工場完成
昭和61（1986）	・札幌市アスファルト粉じんの健康影響に関する研究会設置 ・札幌市公害対策審議会から地盤沈下防止対策について最終答申 ・札幌市アスファルト粉じんの健康影響に関する研究会から健康影響について報告 ・札幌市スパイクタイヤ問題対策審議会から答申 ・白旗山に札幌ふれあいの森開園 ・給水人口150万人超える
昭和62（1987）	・「札幌地域公害防止計画」（昭61～平2年度）策定 ・「札幌の街を車粉から守るためのスパイクタイヤの使用を規制する条例」制定（昭和62年4月1日施行・使用規制4/10～11/10） ・アスベスト問題連絡会議設置 ・酸性雨調査を開始 ・資源回収実施優良団体表彰制度制定 ・市・千歳鉱山(株)間の覚書締結（旧手稲鉱山）
昭和63（1988）	・「札幌市地盤沈下を防止するための地下水節水指導要綱」制定（昭和63年4月1日施行） ・大気汚染総合監視システムの更新 ・「車粉のアメニティ基準」設定 ・森林保全基金を創設 ・空きビンポスト貸与事業テスト実施 ・アメニティ下水道モデル事業（安春川流雪溝等・せせらぎの回復）に着手 ・ごみ資源化工場完成 ・第三次札幌市長期総合計画策定
平成元（1989）	・自動車排出ガス局の移設（南6条局→南23条局） ・「建築物の吹付けアスベスト処理工事指導指針」制定 ・「札幌の街を車粉から守るためのスパイクタイヤの使用を規制する条例」改正（使用規制期間3/1～12/15） ・北海道公安委員会規則の改正によりスパイクタイヤの使用に係る交通反則金制度導入（平成2年4月1日施行・適用期間4/10～10/31） ・フロンの環境濃度調査を開始 ・酸性雨調査2地点を追加 ・安春川流雪溝供用開始 ・大通公園リフレッシュ事業整備着手
平成２（1990）	・「カラオケボックスの騒音を防止するための指導方針」制定 ・環境保全推進基金制定 ・市内理美容院に対してフロン含有製品の使用自粛を要請 ・「地盤沈下防止対策に係る行政指針」策定 ・「ゴルフ場の農薬使用に係る指導方針」策定 ・札幌市ゴルフ場連絡協議会発足 ・全庁的に再生紙利用及び古紙回収を開始 ・自動車整備関係業者に対してカーエアコンフロンの適正使用を要請 ・札幌市地球環境問題連絡協議会設置（平成8年に発展的に解消し札幌市環境保全会議となる） ・還元井問題検討委員会から還元井の地下環境に及ぼす影響について報告 ・第1回環境フェア「地球大好きフェスティバル」を開催（以降毎年実施） ・本庁舎1階ロビーに地球環境コーナーを設置 ・厚別コンポスト工場造粒施設運転開始 ・ごみ資源化（固形燃料）工場竣工

年	札幌市
平成２（1990）	・積雪対策下水道事業に着手 ・下水道総人口普及率98％達成 ・街路樹総数40万本超える
平成３（1991）	・都市公園2,000ヶ所超える ・環境月間実施 ・電気自動車「さわやか号」導入 ・全庁的に空き缶・空きびんの回収を開始 ・集団資源回収奨励金制度を創設 ・札幌市地球環境問題連絡会議の中に「資源リサイクル部会」と「環境教育部会」を設置 ・札幌市都心交通対策協議会から「自動車公害対策の進め方について」提言 ・ポーランドからの研修生9名（環境行政担当）の受け入れ ・創成川処理場高度処理施設運転開始
平成４（1992）	・「札幌市自動車公害対策推進会議」設置 ・「札幌地域公害防止計画」（平3ー7年度）策定 ・市長が第5回北方都市会議（カナダ・モントリオール市）において1992年6月の「地球サミット」の趣旨に賛同する共同宣言に署名 ・小学校5年生向けの環境副読本を作成（以降毎年実施） ・自動車排出ガス局増設（北21条自動車排出ガス局） ・「札幌市最新規制適合車購入資金融資あっせん制度」創設 ・自動車排出ガス局増設（東18丁目自動車排出ガス局） ・自動車整備工場等に対し、フロンガス回収装置の導入を要請 ・東欧からの研修員（JICA研修コース）の受け入れを開始 ・厚別汚水調整池（融雪槽）供用開始 ・家庭用コンポスト容器設置奨励事業開始 ・ビン缶分別収集モデル事業を開始 ・発寒清掃工場完成
平成５（1993）	・札幌市低公害車普及懇談会の設置 ・「環境作文」の募集（小学5～6年生、中学生から1,050通の応募） ・札幌市地球環境問題連絡協議会の中に「フロン対策部会」及び「熱帯材使用削減検討部会」を設置 ・「環境保全アドバイザー制度」創設 ・札幌市域緑被現況調査及び緑環境基礎調査 ・「サッポロ・ダイエット・プラン」策定 ・「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」制定 ・札幌市廃棄物減量等推進員制度創設 ・「札幌市事業系廃棄物保管場所設置等指導要綱」施行 ・ごみの3分別収集体制へ移行
平成６（1994）	・札幌市公害対策審議会から「新たな時代に対応した環境行政のあり方」について答申 ・「札幌市自動車交通騒音対策連絡会議」設置 ・「札幌市地球環境問題連絡協議会」を「札幌市地球環境問題等連絡協議会」に変更し、組織を拡大 ・「札幌市環境教育懇談会」設置 ・「札幌市フロン回収推進協議会」設置 ・「廃棄物減量等推進審議会」設置 ・「一般廃棄物処理基本計画」（ごみ処理部門）策定 ・環境情報表示装置更新 ・中央アジアからの研修員（JICA研修コース）の受入を開始 ・「市有施設における特定フロン等使用機器、設備に関する取扱方針及び運用要領」施行 ・発寒雨水調整池（融雪槽）運転開始 ・さっぽろダイエット推進事業所登録制度を創設 ・リサイクル団地の造成に着手
平成7 （1995）	・「札幌市環境懇談会」設置（札幌市環境基本条例のあり方に関する調査審議） ・篠路清掃工場敷地内にアルミ工房を設置 ・中沼処理場閉鎖、クリーンセンター開設 ・「札幌市環境基本条例」制定 ・「開発事業、土取り等に係る公害防止対策指導指針」策定

年	札幌市
平成７（1995）	・カーエアコンからのフロン回収モデル事業を開始
平成８（1996）	・「札幌市環境教育・学習基本方針」策定 ・「札幌市環境保全協議会」設置 ・「札幌市環境保全会議」設置 ・「札幌市環境審議会」設置 ・「札幌市環境保全活動推進会議」設置 ・「札幌地域公害防止計画」（平8～12年度）策定 ・札幌市廃棄物減量等推進審議会から「ごみ減量・リサイクル推進のための具体的な諸方策について」答申 ・廃棄冷蔵庫からのフロン回収モデル事業を開始 ・ICLEI（国際環境自治体協議会）へ加盟 ・容器包装リサイクル法による「分別収集計画」（第1期）を策定
平成９（1997）	・札幌市環境審議会から「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための環境基本計画の基本的考え方は、いかにあるべきか」及び「札幌市における環境教育・学習を体系的、継続的、総合的に推進するための拠点施設は、いかにあるべきか」について答申 ・「札幌市の環境保全に向けた率先実行計画」策定 ・札幌市リサイクル団地内「建設系廃材リサイクルセンター」稼働 ・ミュンヘン市との姉妹都市提携25周年記念環境シンポジウム開催 ・「ローカルアジェンダ21さっぽろ」策定 ・「札幌市指定低公害車制度」策定 ・「アイドリングストップエコクラブ」創設 ・大型ごみに排出される廃棄冷蔵庫からのフロン回収開始 ・市・小部産業（株）間の公害防止協定締結 ・市・下川鉱業（株）間の覚書締結（旧手稲鉱山） ・大気汚染測定局の増設（厚別測定局）
平成10（1998）	・大型ごみ戸別収集の有料化 ・「札幌市環境基本計画」について環境審議会より市長に答申 ・札幌市低公害車普及計画策定 ・「環境家計簿札幌市民版」作成 ・さっぽろエコクラブ1万人の輪設置 ・「札幌市環境基本計画」策定 ・資源物収集の実施（びん、缶、ペットボトル収集の全市展開） ・透明又は半透明ごみ袋導入 ・リサイクルプラザ発寒工房設置 ・「エコアクションさっぽろ'98」を開催（以降毎年実施） ・「環境行動評価書札幌事業者版」作成 ・「ダイオキシン類の話Q&A」作成 ・カーエアコン、廃棄冷蔵庫からのフロン回収について使用者の費用負担体制実施 ・「エコタウン札幌計画」策定 ・「本市公用車の低公害車導入指針」策定 ・嗅覚測定法による臭気指数規制の採用
平成11（1999）	・「札幌市ダイオキシン類対策取組方針」策定 ・「札幌市小型焼却炉等の設置及び管理に関する指導指針」策定 ・「札幌市の環境影響評価制度の基本的なあり方は、いかにあるべきか」について環境審議会より答申 ・「札幌市緑の基本計画」改訂 ・「新たな時代に対応した清掃事業のあり方について」札幌市廃棄物減量等推進審議会より答申 ・「札幌市環境影響評価条例」制定 ・「第8回アジア・太平洋環境会議（エコ・アジア'99）」開催（主催：環境庁、北海道、札幌市） ・「分別収集計画」（第2期）策定
平成12（2000）	・「札幌市環境影響評価審議会」設置 ・環境影響評価制度に係る「環境配慮指針」、「技術指針」策定

年	札幌市
平成12（2000）	・札幌市一般廃棄物処理基本計画「さっぽろごみプラン21」策定 ・「第1次札幌市環境教育・学習事業計画」策定 ・札幌市環境マネジメントシステムの構築を開始 ・容器包装リサイクル法に基づくプラスチック収集開始 ・代替フロンの回収・破壊処理開始 ・「学校ビオトープ」整備開始 ・太陽光発電（小学校）の導入開始 ・リサイクルプラザ宮の沢設置 ・大気汚染測定局の移設（白石局→北白石局） ・自動車排出ガス測定局の移設（北21条局→北19条局）
平成13（2001）	・札幌市環境審議会から「公害防止条例改正にあたっての基本的な考え方」について答申 ・「緑の保全と創出に関する条例」制定 ・「札幌市温暖化対策推進計画」策定 ・「仮称）水環境計画」策定開始 ・「都心交通ビジョン」提案 ・「札幌地域公害防止計画」（平13~17年度）策定 ・IS014001全庁認証取得 ・札幌市新ごみ減量化・資源化行動指針「さっぽろごみダイエットメニュー」策定
平成14（2002）	・「札幌市産業廃棄物処理指導計画」策定 ・「札幌市生活環境の確保に関する条例」公布 ・分別収集計画（第3期）策定 ・発寒第二清掃工場廃止 ・厚別清掃工場廃止 ・白石清掃工場完成 ・ミュンヘン市との姉妹都市30周年記念国際環境シンポジウム開催
平成15（2003）	・「札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則」制定 ・「札幌市水環境計画」策定 ・移動食器洗浄車「アラエール号」の貸出開始 ・札幌市環境プラザオープン ・大気汚染測定局の増設（南測定局） ・「化学物質を適正に管理するための指針」制定
平成16（2004）	・水環境市民フォーラムの実施 ・「CO2削減アクションプログラム」の実施 ・「札幌市環境基本計画の改定」について環境審議会より市長に中間答申 ・「環境都市首脳シンポジウム」開催 ・札幌市環境保全融資制度制定 ・自動車排出ガス測定局の移設（南23条局→石山通局） ・「ごみ減量実践活動ネットワーク（さっぽろスリムネット）」設立
平成17（2005）	・「札幌市環境基本計画の改定」について環境審議会より市長に最終答申 ・環境基本計画の改定 ・札幌市廃棄物減量等推進審議会に「さっぽろごみプラン21の改定」について諮問 ・モエレ沼公園完成 ・「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」の施行 ・「日中水フォーラム」開催（札幌） ・不法投棄ボランティア監視員制度発足 ・「札幌市アスベスト問題対策連絡会議」設置
平成18（2006）	・家庭用廃食油資源化促進事業開始 ・さっぽろエコライフ10万人宣言達成 ・札幌市立病院にESCO導入 ・「第2次札幌市産業廃棄物処理指導計画」策定 ・「札幌市景観計画」策定に係るパブリックコメント実施 ・「冬の都市環境問題小委員会」設立 ・「札幌市ペット動物等火葬施設設置に関する指導要綱」制定 ・市・豊羽鉱山（株）間の協定書改定 ・「さっぽろ学校給食フードリサイクル」事業開始
平成19（2007）	・「環境教育基本方針」改定 ・「温暖化対策推進計画」改定

年	札幌市
平成19（2007）	・「札幌市円山動物園基本構想」策定 ・札幌市水道記念館リニューアルオープン ・建築物環境配慮制度導入に係る「札幌市生活環境の確保に関する条例」改正 ・札幌市廃棄物減量等推進審議会より、「さっぽろごみプラン21の改定」について答申 ・大気汚染測定局の移設（伏見局→山鼻局） ・市・豊羽鉱山㈱間の細目協定書改定 ・清田区の産業廃棄物不適正処理現場において廃棄物処理法に基づく代執行の実施
平成20（2008）	・「環境首都・札幌」宣言（「さっぽろ地球環境憲章」制定） ・「スリムシティさっぽろ計画」策定 ・「ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」制定 ・「ごみステーション管理器材購入費助成事業」開始 ・「レジ袋削減に向けた取組に関する協定」締結 ・「こども環境サミット札幌」開催 ・「環境総合展2008」出展 ・「さっぽろエコメンバー登録制度」開始 ・「札幌市環境教育プログラム」策定 ・「第13回世界冬の都市市長会議」開催 ・「札幌市円山動物園基本計画」策定 ・国土交通省より「CNG車普及促進モデル地域」に指定 ・「札幌市CNG車普及促進協議会規約」策定 ・「札幌市自然由来重金属検討委員会」設置 ・市・エコマネジメント㈱（旧下川鉱業㈱）間の協定書改定（旧手稲鉱山）
平成21（2009）	・「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の有料化、「雑がみ」収集、「枝・葉・草」収集の開始 ・「環境首都・札幌」宣言メモリアルの開催 ・「箱型ごみステーション敷地内設置費助成事業」開始 ・「札幌市生活環境の確保に関する条例」改正 ・札幌市自然由来重金属検討委員会より、「札幌市における自然由来ヒ素の判定方法について」答申 ・「札幌市における自然由来ヒ素の判定方法について」策定 ・自動車排出ガス測定局の移設（石山通局→南14条局） ・微小粒子状物質（PM2.5）環境基準告示
平成22（2010）	・ISO14001認証を返上し、新たなEMSへの移行を決定 ・札幌薄野ビルヂング協会と「すすきのスリムタウン協定」締結
平成23（2011）	・「札幌市温暖化対策推進ビジョン」策定 ・「札幌市みどりの基本計画」策定 ・微小粒子状物質（PM2.5）質量濃度測定開始 ・共通運送株式会社、株式会社トワード物流との「札幌市におけるエコドライブ推進協定」締結 ・札幌市環境局と藩陽市環境保護局の環境保護分野における連携・協力覚書締結
平成24（2012）	・大通まちづくり会社・狸小路商店街振興組合と「狸小路スリムタウン協定」締結 ・「第3次札幌市産業廃棄物処理指導計画」策定
平成25（2013）	・「生物多様性さっぽろビジョン」策定 ・微小粒子状物質（PM2.5）成分測定開始 ・札幌市大気汚染観測データ速報システムの運用開始
平成26（2014）	・「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」締結 ・「震災等廃棄物処理の支援に関する協定」締結 ・「スリムシティさっぽろ計画」改定 ・「札幌市エネルギービジョン」策定
平成27（2015）	・「札幌市温暖化対策推進計画」策定 ・「札幌市役所エネルギー削減計画」策定
平成28（2016）	・「第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画」策定
平成29（2017）	・「札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領」策定 ・「建設作業に係る環境配慮基本方針」の改定 ・「札幌市燃料電池自動車普及促進計画」策定 ・「さっぽろヒグマ基本計画」策定 ・「ヒグマ対策家庭菜園用電気柵貸出事業」開始
平成30（2018）	・「第2次札幌市環境基本計画」策定

年	札幌市
平成30（2018）	・「新スリムシティさっぽろ計画」策定 ・水素ステーション（市内1カ所目）開所 ・「都心エネルギーマスタープラン」策定 ・「札幌市水素利活用方針」策定 ・「SDGs未来都市」として選定 ・「札幌市SDGs 未来都市計画」策定 ・大気汚染測定局の移設（南局→駒岡局）
令和元（2019）	・「都心エネルギーアクションプラン」策定 ・「札幌市環境教育・環境学習基本方針」策定 ・「フェアトレードタウン」に認定 ・「災害時における家庭系一般廃棄物等の収集運搬に関する協定」の締結 ・「災害時の避難所等における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定」の締結 ・大気汚染測定局の移設（西局→清田局） ・札幌市円山動物園基本方針「ビジョン2050」策定
令和2（2020）	・「LEED for Cities and Communities」プラチナ認証取得 ・「ゼロカーボンシティ」宣言 ・「ヒグマ対策家庭菜園用電気柵購入補助金交付事業」開始 ・「第４次札幌市みどりの基本計画」策定
令和3（2021）	・石綿（アスベスト）工事に係る「札幌市生活環境の確保に関する条例」改正 ・「第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画」策定 ・「気候非常事態」宣言 ・「札幌市気候変動対策行動計画」策定 ・「第2期札幌市SDGs 未来都市計画」策定
令和4（2022）	・「脱炭素先行地域」に選定 ・「札幌市動物園条例」制定 ・「さっぽろスリムネット3Rパートナー登録制度」開始
令和5（2023）	・「ゼロカーボンシティの実現に向けたライフスタイルの変革に関する連携協定」締結 ・「災害時における石綿モニタリング等に関する協定」締結 ・「さっぽろヒグマ基本計画2023」策定 ・「G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合」開催 ・動物愛護管理センター「あいまる　さっぽろ」（ZEB ready認証）供用開始 ・札幌市公式LINEを活用した熱中症注意喚起の運用開始
令和6（2024）	・「第3期札幌市SDGs 未来都市計画」策定 ・「生物多様性さっぽろビジョン」改定 ・「都心エネルギーアクションプラン後半期間編 2024-2030」策定 ・クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の指定開始 ・札幌版熱中症特別警戒アラートの創設、運用開始
令和7（2025）	・中央区複合庁舎（ZEB ready認証）供用開始 ・「札幌市水素エネルギー基本方針」策定 ・水素ステーション（市内2カ所目）開所 ・駒岡清掃工場完成 ・「札幌市エゾシカ被害防止対策実施プラン」策定
令和8（2026）	・「第3次都心まちづくり計画」策定 ・「さっぽろヒグマ基本計画2023」一部改定

4. 環境保全に関する問い合わせ先（令和８年4月現在）

項目		問い合わせ先		電話番号
●環境基本条例について ●生活環境の確保に関する条例について		環境局 環境都市推進部 環境政策課 環境局 環境都市推進部 環境政策課（地球温暖化の防止に関すること） 環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課（建築物環境配慮計画及び環境保全行動計画・自動車使用管理計画に関すること） 環境局 環境都市推進部 環境対策課 （事業所からの大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壌汚染に関すること）		211－2877 211－2877 211－2872 211－2882
●環境影響評価条例について ●緑の保全と創出に関する条例について ●環境基本計画について ●生物多様性さっぽろビジョンについて ●一般廃棄物処理基本計画 ●みどりの基本計画について ●未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業		環境局 環境都市推進部 環境共生担当課 建設局 みどりの推進部 みどりの推進課 環境局 環境都市推進部 環境政策課 環境局 環境都市推進部 環境共生担当課 環境局 環境事業部 循環型社会推進課 建設局 みどりの推進部 みどりの推進課 各区 市民部 地域振興課		211－2879 211－2533 211－2877 211－2879 211－2912 211－2533 各区役所へ
地球環境保全	●地球温暖化防止対策 ●生物多様性保全 ●オゾン層保護 ●酸性雨について ●フロン回収処理	環境局 環境都市推進部 環境政策課 環境局 環境都市推進部 環境共生担当課 環境局 環境都市推進部 環境政策課 環境局 環境都市推進部 環境対策課 環境局 環境事業部 事業廃棄物課		211－2877 211－2879 211－2877 211－2882 211－2927
エネルギー	●省エネルギー ●太陽光・風力などの新エネルギー	環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課 環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課		211－2872 211－2872
ごみ	●家庭から出るごみについて	中央区 北区 東区 白石区、厚別区 豊平区、清田区、南区 西区、手稲区	環境局環境事業部 中央清掃事務所 北清掃事務所 東清掃事務所 白石清掃事務所 豊平・南清掃事務所 西清掃事務所 各清掃事務所とも8:00～16:30（祝日は15:30まで） 業務課	581－1153 772－5353 781－6653 876－1753 583－8613 664－0053 211－2916
	●家庭から出る大型ごみの申込み	大型ごみ収集センター（無休（年末年始を除く）9:00～16:30） 耳や言葉の不自由な方は…FAX 281-4622		281－8153
	●店舗・事業所などのごみについて	環境局 環境事業部 事業廃棄物課 一般財団法人札幌市環境事業公社		211－2927 219－5353
	●ごみの不法投棄の通報	各清掃事務所 環境局 環境事業部 事業廃棄物課		上記参照 211－2927
	●ごみの直接搬入について	環境局 環境事業部 施設管理課（ごみ全般） 発寒清掃工場・破砕工場（燃やせるごみ、大型ごみ） 駒岡清掃工場・破砕工場（燃やせるごみ、大型ごみ） 白石清掃工場（燃やせるごみ） 篠路破砕工場（大型ごみ） ごみ資源化工場（木くず、紙くず） 山口処理場（燃やせないごみ） 処理場管理事務所（燃やせないごみ、し尿等）		211－2922 667－5311 582－9733 876－1710 791－2516 791－6770 681－3337 783－5314
	●家庭ごみの減量・リサイクル	環境局 環境事業部 循環型社会推進課 リサイクルプラザ宮の沢 リユースプラザ		211－2928 671－4153 375－1133
交通	●エコドライブについて ●次世代自動車について ●総合的な交通対策について	環境局 環境都市推進部 環境政策課 環境局 環境都市推進部 環境政策課 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課		211－2877 211－2877 211－2492
水	●下水の処理について ●河川の計画や維持・管理について	下水道河川局 事業推進部 処理施設課 下水道河川局 事業推進部 河川事業課 河川管理課		818－3431 818－3414 818－3415
自然環境・緑	●公園緑地の計画について ●公園の利用や管理について ●自然環境の保全について ●都市緑化について ●道路緑化について ●園芸・庭づくりの相談	建設局 みどりの推進部 みどりの推進課 建設局 みどりの推進部 みどりの管理課 建設局 みどりの推進部 みどりの管理課 建設局 みどりの推進部 みどりの管理課 建設局 みどりの推進部 みどりの管理課 豊平公園緑のセンター 百合が原緑のセンター 平岡樹芸センター		211－2533 211－2536 211－2522 211－2522 211－2536 811－9370 772－3511 883－2891
景観	●都市景観について	まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課		211－2545
公害	●大気・水質等の環境監視について ●公害についての苦情・相談・各種届出 ●大気・水質の試験検査 ●施設整備に利用できる融資制度（一般中小企業振興資金あっせん）	環境局 環境都市推進部 環境対策課 環境局 環境都市推進部 環境対策課 保健福祉局 衛生研究所 生活科学課 経済観光局 産業振興部 商業・経営支援課		211－2882 211－2882 841－8875 211－2372
環境教育・学習	●総合的環境副教材について ●環境に関する講座等への参加 ●環境に関するアドバイザー・リーダーの派遣	環境局 環境都市推進部 環境政策課 環境局 環境都市推進部 環境政策課 環境プラザ 北海道環境サポートセンター 環境プラザ		211－2877 211－2877 728－1667 218－7881 728－1667
環境保全活動	●札幌市役所におけるEMSの運用 ●環境保全活動団体について及び環境に関するイベントについて ●国際交流について	環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課 環境局 環境都市推進部 環境政策課 環境プラザ 北海道環境サポートセンター 環境局 環境都市推進部 環境政策課		211－2877 211－2877 728－1667 218－7881 211－2877

区　分		施　設　名		所　在　地	電話番号
環境保全関連施設	ごみ	焼却施設	●発寒清掃工場 ●駒岡清掃工場 ●白石清掃工場	西区発寒15条14丁目1-1 南区真駒内129番地3 白石区東米里2170番地1	667－5311 582－9733 876－1710
		大型ごみ破砕施設	●発寒破砕工場 ●篠路破砕工場 ●駒岡破砕工場	西区発寒15条14丁目2-30 北区篠路町福移153番地 （駒岡清掃工場敷地内）	667－5311（発寒清掃工場） 791－2516 582－9733（駒岡清掃工場）
		資源化施　設	●ごみ資源化工場	（篠路破砕工場敷地内）	791－6770
		選別施設	●中沼プラスチック選別センター ●中沼資源選別センター　※ ●駒岡資源選別センター　※ ※　設置者：㈶札幌市環境事業公社 ●中沼雑がみ選別センター	東区中沼町45-11（リサイクル団地内） 東区中沼町45-24（リサイクル団地内） 南区真駒内129-30 東区中沼町45-19（リサイクル団地内）	790－4450 790－3253 588－3753 791-1074
		最　終処分場	●山本処理場 ●山口処理場	厚別区厚別町山本1065番地ほか 手稲区手稲山口381番地ほか	783－5314（処理場管理事務所） 783－5314（処理場管理事務所）
		展示・交流施　設	●リサイクルプラザ宮の沢 ●リユースプラザ	西区宮の沢1条1丁目1-10（ちえりあ内） 厚別区厚別東3条1丁目1-10	783-5314（処理場管理事務所）671－4153 783-5314（処理場管理事務所）375－1133
	水	●札幌市水道記念館 ●札幌市下水道科学館 ●定山渓ダム資料館		中央区伏見4丁目 北区麻生町8丁目 南区定山渓8区	561－8928 717－0046 598－2513
	自然環境・緑	●豊平川さけ科学館 ●豊平公園緑のセンター ●百合が原緑のセンター ●平岡樹芸センター ●ふれあいの森・自然観察の森 ●有明の滝自然探勝の森 ●サッポロさとらんど		南区真駒内公園2-1 豊平区豊平5条13丁目 北区百合が原公園210番地 清田区平岡4条3丁目 清田区有明386番地ほか 清田区有明423-1番地ほか 東区丘珠町584番地2	582－7555 811－9370 772－3511 883－2891 211－2522（みどりの推進部みどりの管理課） 211－2522（みどりの推進部みどりの管理課） 787－0223
	環境教育・学習	●札幌市青少年科学館 ●札幌市北方自然教育園 ●環境プラザ ●円山動物園		厚別区厚別中央1条5丁目 南区白川1814番地 北区北8条西3丁目 中央区宮ケ丘3番地1	892－5001 596－3567 728－1667 621－1426

○環境保全に関するホームページ

・環境保全のページ
　環境の概況、地球環境、環境マネジメントシステム、環境保全活動、札幌市環境白書、環境保全対策等について掲載しています。
　（https://www.city.sapporo.jp/kankyo/）
・清掃ページ
　清掃事業の概要や家庭ごみの分け方、出し方等について掲載しています。
　（https://www.city.sapporo.jp/seiso/）
・公園・みどりのページ
　公園検索システムを導入し、札幌市内の公園・緑地の情報等を掲載しています
　（https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/）
・円山動物園
　動物園の営業内容や、動物の紹介をしています。
　（https://www.city.sapporo.jp/zoo/）
・環境プラザ
　環境プラザの案内や、環境保全アドバイザー、環境教育リーダー、こどもエコクラブ等についての紹介をしています。
　（https://www.kankyo.sl-plaza.jp/）

札幌市環境白書　令和8年度版

編集・発行　札幌市環境局環境都市推進部環境政策課
〒060-8611
札幌市中央区北1条西2丁目
電話　011-211-2877
FAX　011-218-5108
https://www.city.sapporo.jp/kankyo/

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2018年6月15日、札幌市は「SDGs未来都市」に選定されました。

さっぽろ地球環境憲章

前章

わたしたちは、四季折々の美しい自然と豊かな文化を次世代へ伝え、
地球と札幌のより良い環境を創造する札幌の市民です。

1章

豊かな水やみどりを守り、育むまちをつくります。

2章

資源をむだなく使い、ごみの少ない循環型のまちをつくります。

3章

エネルギーの消費を減らし、自然エネルギーを活用するまちをつくります。

4章

環境に配慮した製品や食材を、進んで利用するまちをつくります。

5章

環境への負荷が少ない交通網を活用するまちをつくります。

6章

環境保全について学び、行動するまちをつくります。

7章

地球環境の改善に寄与し、世界の平和に貢献するまちをつくります。

平成20年6月25日　札幌市

みらいを想う
Think Green
環境首都・SAPPORO

VEGETABLE OIL INK 本書は、植物油インクを使用しています。

市政等資料番号	00-J00-00-0000